

中小企業者と農林漁業者等が連携して行う 新商品開発・販路開拓を助成します

あきた農商工応援ファンド事業（助成金）

	助成対象事業	助成率	助成限度額	助成対象経費（※2）
農商工連携支援事業	県内の中小企業者またはNPO法人等と農林漁業者の連携体が行う次の事業 ① 新たに取り組む商品の開発や改良 ② 開発や改良した商品の販路開拓（自己負担または他の制度を活用し、開発した商品を含む） ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組 ④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得 ⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開 ⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動 ⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査	1/2以内 または 2/3 ^{※1} 以内	単年度 または 1年目は 100万円 2年目は 50万円 以内かつ 1年目の 1/2以内	● 専門家謝金 ● 旅費 ◎ リース・レンタル料 ◎ 試作費 ◎ 委託費（委託費総額は総事業費の6割以内） ● 検査・試験・分析費 ● 共同研究費 ● 産業財産権等取得費 ● 消耗品費 ● 印刷製本費 ● 広告費 ● 通信運搬費 ◎ 展示会等出展料 ● 雑役務費 ● 研修・人材育成費 ● 会場借料 （消費税および地方消費税は助成対象外）
農商工連携応援団体支援事業	県内の中小企業者またはNPO法人等と農林漁業者の連携体が行う活動を支援する団体による、上の欄①～⑦の事業	2/3以内 または 10/10 ^{※1} 以内		

※1 開発商品の販路が確定している場合や、県の公設試が開発した品種、技術を活用する等の場合

※2 「◎」の費目は、当初の申請により審査会で認められた場合に限り、概算払い（前払い）が可能です

事前相談期間 **令和6年5月15日(水)まで**

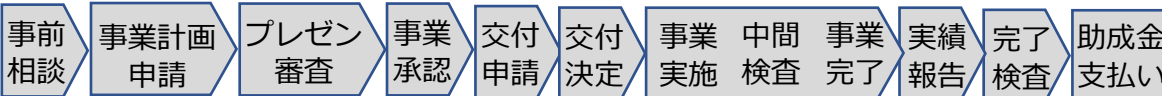
※事前相談（面談）が必須です。

事前相談がない場合、申請を受付できません。

助成期間

最大2年間（2年目についても交付申請手続きが必要です）

事業の流れ



留意事項

- 助成金は一部を除き、精算払い（後払い）が原則です。助成事業完了までの資金調達が必要となります。
- 事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、交付決定通知に記載する助成事業実施期間内に発注（契約）、購入、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。

応募方法

- 事前相談申込書に記入し、事前相談をお申込みください。
- 申請書等を当センターウェブサイトからダウンロードし、必要書類を添付してご提出ください。

申請書受付期間 **令和6年4月24日（水）～令和6年5月29日（水）**

事業ページ



事前相談が
必要です

裏面の申込書をご利用ください

お問合せ・お申込先

（公財）あきた企業活性化センター 研究推進課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

TEL : 018-860-5702 FAX : 018-860-5612

Mail : setsubi-ken@bic-akita.or.jp

センターHP



☒ setsubi-ken@bic-akita.or.jp FAX : 018-860-5612
メールまたは FAX でお送りください。担当よりご連絡します。

(公財)あきた企業活性化センター 研究推進課あて

記入日	年 月 日		
事業所名/個人氏名			
事業所所在地	〒		
事業内容/業種		TEL	
ご担当者氏名		FAX	
Eメール			
申請予定事業	農商工連携支援事業 ・ 農商工連携応援団体支援事業		
1. 申請を予定している計画内容を簡単に記入して下さい。 どのような商品・サービス? 連携する相手は? 従来、既存のものとの違いは? 取組む期間は? など			
2. 経費の総額と内訳を簡単に記入して下さい。			
3. 事務局に確認したいことがあれば記入して下さい。(自由記載)			

※事前相談時に申請書の草案をご準備いただくと、記載方法等について詳細にご案内できます。